

(体験参加者用)

## 令和7年度「福祉の職場体験事業」参加における留意事項

体験参加者は体験期間中、次のことに留意のうえ行動すること。

### 1 体験への専念

期間中は体験に専念し、事業所の方針や担当職員の指示で行動すること。

事業所の方針や指示が理解できないときは必ず質問し、不明のまま行動することは慎むこと。

### 2 利用者の人権の尊重

事業所は利用者にとっての生活の場であることを理解し、利用者の人権を最大限に尊重すること。また、利用者との関係は、特別な場合を除き、対等かつ節度あるものでなければならないこと。

### 3 事前学習

体験の際に、各事業所でオリエンテーションや事業説明等が行われるが、訪問する事業所の概要や関係する社会福祉制度について調べておくこと。

### 4 個人情報を守る義務

体験中に知り得た情報は、体験中はもとより体験後においても、決してこれを他に漏らしてはならない。特に、利用者個人に関する情報については、これを守ること。また、職場体験中に、許可なく写真を撮影してはならない。

### 5 緊急時の対応

体験中に緊急の事態が発生した場合は、自ら判断せず、事業所の担当職員の指示に従うとともに、熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター(以下「県社協」という。)に連絡すること。

### 6 職場体験報告書の提出

体験の内容・感想等を「様式9」の報告書に記入し、体験終了後速やかに、事業所もしくは県社協に提出すること。

### 7 体験中の健康管理

体験中は自身の健康管理を行い、熱発や体調不良の場合は必ず事前に県社協に連絡すること。また、体験期間の前は多人数での会食を控え、人が多く集まる場所への外出を避けるなど感染症対策を行うこと。

### 8 費用について

職場体験にかかる賃金等の支給はない。事業所によって、昼食の提供(無償)の対応が可能な場合があるため、申込みの際に確認しておくこと。

### 9 その他

上記に記載することの他は、各事業所の担当職員の指示に従うこと。

[問合せ・連絡先] 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター  
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町 3-7 熊本県総合福祉センター4階  
電話 096-322-8077 ファックス 096-324-5464